

用語の解説

この報告書における用語の意味は、次のとおりである。

被保険者証区分 令和5年9月30日時点において被保険者に交付されている被保険者証の区分（被保険者証、短期被保険者証又は被保険者資格証明書）

短期被保険者証 有効期限が数ヶ月単位に区切られた被保険者証

被保険者資格証明書 保険料の納付期限から1年が経過しても保険料を納めない場合について、特別の事情があると認められる場合を除き交付されるもの。医療給付は特別療養費の適用となる。

負担区分 令和5年9月30日時点における被保険者の負担区分（現役並み所得者Ⅰ、現役並み所得者Ⅱ、現役並み所得者Ⅲ、一般所得者Ⅰ、一般所得者Ⅱ、低所得Ⅰ及び低所得Ⅱ）

現役並み所得者 当該被保険者又は同一世帯の他の後期高齢者医療制度の被保険者の市町村住民税による課税対象となる所得（以下「課税所得」という。）が145万円以上の者。課税所得に応じて、さらに現役並み所得者Ⅰ、現役並み所得者Ⅱ、現役並み所得者Ⅲに細分される。（ただし、以下の①、②、③に該当する者を除く）

① 当該被保険者及び同一世帯の他の後期高齢者医療制度の被保険者の収入の合計が520万円未満（他に後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯の場合は383万円未満）の者

② 他に後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯であって、70歳以上75歳未満の者がいる世帯において、それらの者の収入の合計が520万円未満の者

③ 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同一世帯に属する後期高齢者医療制度の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の者

（イ）**現役並み所得者Ⅰ** 課税所得が145万円以上380万円未満の者

（ロ）**現役並み所得者Ⅱ** 課税所得が380万円以上690万円未満の者

（ハ）**現役並み所得者Ⅲ** 課税所得が690万円以上の者

一般所得者Ⅰ 低所得Ⅰ、低所得Ⅱ、一般所得者Ⅱ及び現役並み所得者に該当しない者

一般所得者Ⅱ 現役並み所得者に該当しない者であって、当該被保険者又は同一世帯の他の後期高齢者医療制度の被保険者の課税所得が28万円以上かつ当該被保険者及び同一世帯の他の後期高齢者医療制度の被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上（他に後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯の場合は200万円以上）の者

低所得Ⅰ 属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない）の者又は要保護者である者

低所得Ⅱ 属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が住民税非課税である者

元被扶養者 後期高齢者医療制度の被保険者となるに至った日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であった後期高齢者医療制度の被保険者

所得割軽減被保険者 各広域連合の条例で定めた所得割軽減の適用を受けた者

均等割軽減被保険者

（イ）**2割軽減** 同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得金額の合算額が「43万円＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）＋世帯の被保険者数×53.5万円」以下の者（（ロ）、（ハ）に該当する者を除く）

（ロ）**5割軽減** 同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得金額の合算額が「43万円＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）＋世帯の被保険者数×29万円」以下の者（（ハ）に該当する者を除く）又は元被扶養者のうち資格取得後2年を経過するまでの者（（ハ）に該当する者を除く）

（ハ）**7割軽減** 同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得金額の合算額が「43万円」以下の者

前年度保険料調定額 前年度の保険料調定額（前年度の4月から3月まで1年間継続してある広域連合の被保険者であった場合のみ記載）

前年度保険料収納額 前年度の保険料収納額(前年度の4月から3月まで1年間継続してある広域連合の被保険者であった場合のみ記載)

収納率 保険料の収納額を調定額で除した割合

普通徴収 被保険者(又は被保険者の属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者)が、市町村からの納入の通知をうけて被保険者の保険料を市町村に納める方法

特別徴収 公的年金の保険者が年金から保険料を徴収し、市町村に納める方法

特定期間 平成20年度以降の2年度単位の期間

所得割額 被保険者のその年度の旧ただし書き方式による課税標準額に、特定期間の均一所得割率を乗じた額

均等割額 特定期間単位の被保険者一人当たり定額分として賦課される額

保険料算定額 所得割額・均等割額を合算して算定された額

軽減額 低所得者等に対する保険料の軽減額

減免額 条例、規約に基づく災害等による保険料の減免額

賦課限度額 保険料の限度額(66万円)

保険料調定額 実際に徴収する調査決定額(保険料算定額から軽減額・賦課限度額を超える額・減免額を差し引いた額である。)

所得額 後期高齢者医療制度の保険料賦課の対象となる所得額。「総所得金額及び山林所得金額」(地方税法第314条の2第1項)に「他の所得と区分して計算される所得の金額」(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条)を加えた所得総額(基礎控除前)である。

所得税法第30条の退職給付等は、所得額に含まれない。

所得なし 後期高齢者医療制度の保険料賦課の対象となる所得額が0円の被保険者。収入額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引く等して得られた金額が0円の被保険者であり、必ずしも収入額がないということではないことに留意が必要である。

所得不詳 所得未申告であるなど、所得の種類ごとの所得額が不詳である被保険者

主な所得種類 損益通算される「事業所得」、「農業所得」、「不動産所得」、「利子・配当所得」、「給与所得」、「雑所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」のうち、所得金額が最大のもの。ただし、所得はあるが、「事業所得」、「農業所得」、「不動産所得」、「利子・配当所得」、「給与所得」、「雑所得」、「譲渡・一時所得」、「山林所得」がすべて0円以下で「他の所得と区分して計算される所得の金額」のみがある被保険者については、主な所得種類は「その他」として集計している。

財産所得 不動産所得、利子・配当所得及び譲渡・一時所得の総称

山林所得 特別控除後の山林所得金額

譲渡・一時所得 長期譲渡所得、短期譲渡所得及び一時所得の課税所得の合計（ただし、分離課税譲渡所得は除く。長期譲渡所得及び一時所得については、2分の1にする前の額。）

基礎控除 全ての納税者が、総所得金額等から差し引くことができる控除（本調査で対象となる令和4年所得においては最大43万円で、合計所得金額が2400万円を超える場合は遡減・消滅する。ここで、合計所得金額とは地方税法第292条第1項に定めるものであり、本調査における所得額と異なり、退職所得を含むことに留意が必要である。）

旧ただし書方式による課税標準額 所得額から基礎控除額を引いた額

年金収入額 前年の老齢又は退職を支給事由とする公的年金等の収入（公的年金等控除前の額）。障害年金及び遺族年金は含まれない。

公的年金等控除 所得の計算において公的年金等に係る所得から控除される額（本調査で対象となる令和4年所得においては、公的年金等以外の所得が1000万円以下かつ年金収入330万円未満の場合、110万円）